

## 岡崎市入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)の、一般競争入札又は指名競争入札の参加の停止(以下「入札参加停止」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1から別表第3の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより当該有資格者について期間を定め入札参加停止を行うものとする。

2 前項の入札参加停止が行われたときは、各課等の長は当該入札参加停止に係る有資格者を一般競争入札に参加させず、又は指名競争入札の指名をしてはならない。現に当該入札参加停止に係る有資格者を指名しているときは、各課等の長は、入札に参加させないこととし、仮に電子入札システムにおいて、入札があった場合は、失格とする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、請負人の入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められている者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、別表

第2第14号に定める期間は除く

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表第2第1号から第9号の措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く）。
- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該入札参加停止の期間は、3年を超えることができない。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条の規定により別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することになった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）の入札参加停止の期間は、それぞれ該当各号に定める期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第7号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明

らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (3) 別表第2第4号及び第5号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号及び第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間
- (6) 別表第2第4号及び第5号の措置要件に該当した有資格者において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき、それぞれ当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間（この場合において、入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。）

（随意契約の相手方の制限）

第6条 各課等の長は、入札参加停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等緊急を要する場合で、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第7条 各課等の長は、入札参加停止の期間中の有資格者が岡崎市の契約に係る工事等を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 市長は、金銭的信用を欠くと疑われる有資格者に対して、入札参加資格有効期間中に随時、納税証明書の提出を求めることができる。

3 市長は、入札参加停止措置より簡易な制限（以下「入札参加制限」という。）を別表第4各号に定めるところにより当該有資格者について期間を定め一般競争入札、指名競争入札又はオープンカウンタの入札参加制限を行うことができる。

（工事事故等の報告書の提出）

第9条 各課等の長は、その所管する工事等の施工について別表第1の第5号から第8号までの措置要件に該当すると認められるときは、速やかに岡崎市工事施行事務様式集66号による事故速報、67号による事故報告書により市長に報告するものとする。

（入札参加停止及び入札参加制限の通知）

第10条 市長は、入札参加停止を行うときは様式第1号、入札参加停止の期間の変更を行うときは様式第2号及び入札参加停止の解除を行うときは様式第3号により、別表第2第14号に該当する入札参加停止を行うときは様式第10号、入札参加停止の期間の変更を行うときは様式第11号及び入札参加停止の解除を行うときは様式第12号により、当該有資格者に対し直ちに通知するものとする。

2 市長は、入札参加制限を行うときは様式第4号（別表第4第7号に該当する場合は除く。）、入札参加制限の期間の変更を行うときは様式5号及び入札参加制限の解除を行うときは様式6号により、別表第4第1号に該当する入札参加制限を行うときは様式第7号、入札参加制限の期間の変更を行うときは様式第8号及び入札参加制限の解除を行うときは様式第9号により、当該有資格者に対し直ちに通知するものとする。

（PFI事業及び指定管理者制度の取扱い）

第11条 PFI事業においては、当該PFI事業における選定事業者を元請負人と、事業契約を請負契約とみなし、本要領の規定を適用する。この場合において、選定事業者が複数の企業で構成される団体である場合においては、その構成員を元請負人とする。

2 指定管理者制度においては、当該指定管理者を元請負人と、当該指定管理者との間で締結する公の施設の管理に関する協定を請負契約とみなし、本要領の規定を適用する。この場合において、指定管理者が複数の企業で構成される団体である場合においては、その構成員を元請負人とする。

3 前2項の規定にかかわらず、PFI事業における選定事業者又は指定管理者制度における指定管理者が特別目的会社（以下「SPC」という。）である場合においては、当該SPCが発注した工事等を岡崎市発注工事等とみなし、本要領の規定を適用する。

附 則（平成8年12月26日決裁）

1 この要領は、平成9年1月1日から施行する。

- 2 岡崎市入札参加者審査委員会運営要綱（昭和46年9月16日制定）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に廃止前の岡崎市入札参加者審査委員会運営要綱の規定により入札参加停止を受けている有資格者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月26日決裁）

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（事故等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 岡崎市発注工事等の請負契約において、競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は、記載内容の確認に応じず、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 岡崎市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く）。</p> <p>3 岡崎市以外の発注工事等（以下「一般工事等」という。）のうち愛知県内における工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、岡崎市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 岡崎市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微な損害を除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 愛知県内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 岡崎市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 愛知県内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>

別表第2（贈賄及び不正行為に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>（贈賄）</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が岡崎市職員（特別職を含む）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が愛知県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア又はイに掲げる者が愛知県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から</p> <p>4 箇月以上12箇月以内</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から</p> <p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>4 岡崎市と締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 4以外の工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上12箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>



措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 岡崎市と締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 岡崎市と締結した請負契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 他の公共機関が締結した請負契約にかかる工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 他の公共機関が締結した請負契約にかかる工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から4箇月以上12箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から3箇月以上12箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から3箇月以上12箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該措置を決定した日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 岡崎市と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 愛知県内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 愛知県内において、別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 愛知県内において、別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>14 岡崎市発注工事に当たり、工事成績が不良と認められる評価を受け、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4箇月以上12箇月以内</p>
<p>(金銭的信用を欠く行為)</p> <p>15 有資格者が金銭的信用を欠く行いをしたため、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内</p>

別表第3（不当要求行為等及び暴力的不法行為等に対する措置基準）

措 置 要 件	期 間
（不当要求行為等） 1 不当要求行為等を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上10箇月以内
（暴力的不法行為等） 2 有資格業者が、業務に関し、暴力行為等不法行為を行ったと認められるとき。 3 岡崎市暴力団排除条例第6条の措置として、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 3箇月以上36箇月以内 当該認定をした日から 2箇月以上24箇月以内 ただし当該入札参加停止 期間内に改善されない場 合は、改善されたと認め られる日まで

別表第4（入札参加制限措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>(工事成績不良)</p> <p>1 岡崎市発注工事に当たり、工事成績不良のため、工事成績評定に係る警告書の通知を受けたとき。</p> <p>ア 1回目</p> <p>イ 2回目</p>	<p>2週間</p> <p>2箇月</p>
<p>(施工(履行)体制不良)</p> <p>2 岡崎市発注工事等の施工(履行)に当たり、施工(履行)体制の是正(請求)を受けたとき。</p>	<p>2週間</p>
<p>(入札妨害)</p> <p>3 岡崎市発注工事等の入札に当たり、入札辞退届を提出しない辞退を複数回行われたとき。</p> <p>4 岡崎市発注工事等の入札に当たり、一般競争入札参加資格を有していない通知書を複数回発行したとき。</p> <p>5 岡崎市発注工事等の入札に当たり、資格確認に入札参加者が正当な理由なく、調査に応じないとき。</p> <p>6 岡崎市発注工事等の入札に当たり、岡崎市職員(特別職含む)に対して予定価格等、非公表の情報の提供を執拗に要求したとき。</p>	<p>2週間以上1箇月以内</p> <p>2週間以上1箇月以内</p> <p>2週間</p> <p>1箇月以上2箇月以内</p>
<p>(制度適用)</p> <p>7 岡崎市発注工事等の入札に当たり、施工実績特例制度を適用し落札したとき。</p>	<p>制度適用した日から制度適用した工事を完成し引き渡しを受ける日まで(再度、制度適用する場合に限る)</p>
<p>(金銭的信用を欠く行為)</p> <p>8 不渡手形又は、不渡小切手を出したとき。</p> <p>9 岡崎市税、愛知県税及び国税の完納が確認できないとき。</p>	<p>不渡手形又は、不渡小切手を出した日から3箇月</p> <p>岡崎市税等の完納が確認できる日まで</p>

様式第1号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 停 止 決 定 通 知 書

この度、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき、下記のとおり、貴社に入札参加停止を行うこととしたので通知する。

記

- 1 入札参加停止の期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間とする。
- 2 入札参加停止の理由

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第2号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 停 止 期 間 変 更 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加停止を行ったことについて、この度、  
下記のとおり入札参加停止の期間を変更したので通知する。

記

1 入札参加停止の期間の変更

変更前 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間  
変更後 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間

2 変更の理由

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要  
領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部  
契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 停 止 解 除 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加停止について、当該入札参加停止を解除したので通知する。

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第4号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 制 限 決 定 通 知 書

この度、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき、下記のとおり、貴社に入札参加制限を行うこととしたので通知する。

記

- 1 入札参加制限の期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間とする。
- 2 入札参加制限の理由

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第5号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 制 限 期 間 変 更 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加制限を行ったことについて、この度、  
下記のとおり入札参加制限の期間を変更したので通知する。

記

1 入札参加制限の期間の変更

変更前 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間  
変更後 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 箇月間

2 変更の理由

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。



様式第6号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入 札 参 加 制 限 解 除 通 知 書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加制限について、当該入札参加制限を解除したので通知する。

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第7号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入札参加制限（工事成績不良）決定通知書

この度、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき、下記のとおり、貴社に入札参加制限を行うこととしたので通知する。

なお、担当した技術者は岡崎市工事発注基準で定められているとおり、工事成績評価に係る警告書の通知日から1年間は主任技術者の兼務を制限するため、注意されたい。

記

1 入札参加制限の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 週間

2 入札参加制限の理由

令和 年 月 日付け 建企第 号「工事成績評価に係る警告書」が通知されたため

（担当：総務部契約課 係 電話 ）

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第8号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入札参加制限（工事成績不良）期間変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加制限を行ったことについて、この度、下記のとおり制限の期間を変更したので通知する。

記

1 入札参加制限期間の変更

変更前	令和	年	月	日から	令和	年	月	日までの	箇月間
変更後	令和	年	月	日から	令和	年	月	日までの	箇月間

2 変更の理由

（担当：総務部契約課 係 電話 ）

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第9号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入札参加制限（工事成績不良）解除通知書

令和 年 月 日付け 第 号で通知した、入札参加制限について、解除したので通知する。

（担当：総務部契約課 係 電話 ）

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第10号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入札参加停止（工事成績不良）決定通知書

この度、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき、下記のとおり、貴社に入札参加停止を行うこととしたので通知する。

なお、担当した技術者は岡崎市工事発注基準で定めているとおり、工事成績評価に係る警告書の通知日から1年間は主任技術者の兼務を制限するため、注意されたい。

記

1 入札参加停止の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 箇月間

2 入札参加停止の理由

令和 年 月 日付け 建企第 号「工事成績評価に係る警告書」が通知されたため

（担当：総務部契約課 係 電話 ）

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第 1 1 号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

入札参加停止（工事成績不良）期間変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で入札参加停止を行ったことについて、この度、  
下記のとおり期間を変更したので通知する。

記

1 入札参加停止期間の変更

変更前	令和	年	月	日から	令和	年	月	日までの	箇月間
変更後	令和	年	月	日から	令和	年	月	日までの	箇月間

2 変更の理由

（担当：総務部契約課 係 電話 ）

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。

様式第12号

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

岡 崎 市 長

令和 年 月 日付け 第 号で通知した、入札参加停止について、解除したので通知する。

( 担当：総務部契約課 係 電話 )

この通知をされた者は、「岡崎市入札及び契約過程に係る不服申立て処理手続要領」の定めるところにより、その理由について説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、通知の日の翌日から起算して10日以内に岡崎市総務部契約課へ、その旨を記載した書面を持参により提出すること。